

資料紹介：昭和期の災害を記録する特定重要公文書

高山 征季

1. はじめに

災害が半ば常態化する日本において、アーカイブズの活動では「資料レスキュー」のような継承されてきた歴史文化の救済と保存が注目されがちだが、直面する災害を歴史的事象と捉え、一連の経過を記憶として継承する取り組みも各地で行われている¹。各地の被災地域を中心に災害資料と呼ばれる災害に関する情報を含む多様な資料が収集されており、公文書もその一部である。行政機関の作成する災害資料については防災関係機関の会議録や資料、復旧復興に関する資料、各種支援制度の申請書、広報関係の発行物、災害記録誌、統計データ等があることが知られる²。

本稿では、札幌市公文書館に所蔵されている特定重要公文書³「昭和39年災害状況（防災関係綴）1」（簿冊コード：2023-0001）から特定重要公文書「昭和56年8月災害状況（集中豪雨による被害状況）」（簿冊コード：2023-0027）までの連番27簿冊について内容の詳細には深入りせず、記録作成者や記録の概要等の基本的事項の紹介を行う。

札幌市公文書館には、このほかにも昭和期の災害に関する資料が所蔵されている。しかし本稿においては、この1964年から1982年に札幌市の防災主管部局を中心に収受・作成された災害対応に関わる記録である特定重要公文書（簿冊コード：2023-0001から2023-0027）を「昭和期災害記録」として述べる。この昭和期災害記録を選んだ理由は、当該期の災害について1981年の水害を除くと自治体史等⁴であまり言及されていない点、18年間というスパンで札幌市における災害とその対応をうかがうことが可能である点から資料的価値があると考えたためである⁵。

2022年度第2回公文書管理審議会議事録によれば⁶、昭和期災害記録はすべて「本市域内の災害に関する公文書（災害対策本部が設置された場合に関するもの及びそれに準じるものに限

¹ 天野真志「災害経験をめぐる記憶の行方：災害資料の収集と保存から考える」、『歴史学研究』1005号、2021年、29頁。

² 今村文彦監修、鈴木親彦責任編集『災害記録を未来に生かす』、勉誠出版、2019年、21頁。

³ 札幌市では重要公文書は、札幌市公文書管理条例第2条第4号に「市政の重要事項に関わり、将来にわたって市の活動又は歴史を検証する上で重要な資料となるもの」と規定されており、その該当基準は「公文書の管理に関するガイドライン」

（<https://www.city.sapporo.jp/somu/kobunsyo/documents/gaidorain20250328.pdf>）（以下すべてのWebページ・PDFファイルの最終アクセス日は2025年5月5日）に定められている。重要公文書のうち、札幌市公文書管理条例第8条第1項の規定により市長が引き続き保存の措置を採ったもの及び同条第2項の規定により市長に移管されたもの、第12条第4項の規定により市長に移管されたものが特定重要公文書である。

⁴ 札幌市教育委員会編『新札幌市史』第五巻通史五下、2005年。同『災害と防災（さっぽろ文庫86）』、1998年等。

⁵ 例えば、渡辺浩一は、江戸時代の災害史研究の多くが単独災害の研究であったことを指摘し、災害により当時の人々の生活がどのような影響を受けたのか、その積み重ねが歴史にどのような影響を与えたかという、より中長期的なスパンの研究が必要とする。渡辺浩一『近世都市〈江戸〉の水害：災害史から環境史へ』、吉川弘文館、2022年、10頁。この指摘は、対象とする時代が異なっても重要であると考えられる。

⁶ 札幌市HP「公文書管理審議会の開催」

（<https://www.city.sapporo.jp/somu/kobunsyo/singikai.html>）。

る。）。30年保存に該当するものは、重要公文書とする。」という該当基準を満たすとして2023年度に危機管理局から札幌市公文書館に移管され、2024年度に公開されたものである。

このような経緯をふまえ、以下では昭和期災害記録の移管と構成、記録作成主体、記録内容を順に整理し、その資料的意義と課題について述べる。

2. 記録の移管とまとめ

昭和期災害記録は、現用時には複数年や複数災害の記録が1件の簿冊名称にまとめられていた（表1参照）。現用時簿冊名称とは、「札幌市目録公開システム⁸」における基本情報の項目の一つであり、各実施機関の保有する公文書の綴られた簿冊の名称だが、1冊の簿冊を表すとは限らず、今回のように複数簿冊の集合体となっていることがある⁹。札幌市公文書館への移管時には、これらの簿冊は基本的に1冊単位で整理する分冊処理が行われ、特定重要公文書として登録・公開されるが、現用時のまとめは札幌市目録公開システムで示されていない。そのため、対応関係の特定にあたっては、昭和期災害記録の保存期間満了後措置決定がされた2022年度第2回公文書管理審議会議事録の確認と札幌市公文書館への問い合わせを行った¹⁰。

表1：現用時簿冊名称と特定重要公文書の対応関係（昭和期災害記録、2022年度第2回公文書管理審議会議事録より筆者作成）

現用時簿冊名称	特定重要公文書	
災害関係(39年～43年)災害記録(39年)	2023-0001	昭和39年災害状況(防災関係綴)1
	2023-0002	昭和39年災害状況(防災関係綴)2
	2023-0003	昭和40～41年災害状況(防災関係綴)
	2023-0004	昭和42～43年災害状況(防災関係綴)
災害記録(40年)	2023-0005	昭和40年3月災害状況(融雪災害状況)
	2023-0006	昭和40年9月災害状況(台風23・24号災害(1)その他災害状況綴)
	2023-0007	昭和40年9月災害状況(台風23・24号災害状況(2))
災害記録(41年～43年)	2023-0008	昭和41年3～10月災害状況(災害状況綴)
	2023-0009	昭和42～43年災害状況(十勝沖地震災害その他災害状況)
	2023-0010	昭和43年5月災害状況(十勝沖地震清田団地沈下動態調査綴)
	2023-0011	昭和43年5月災害状況(十勝沖地震清田団地地面集)
災害記録(44年～50年)	2023-0012	昭和44～45年度災害状況
	2023-0013	昭和46～48年度災害状況
	2023-0014	昭和49年度災害状況
	2023-0015	昭和49～50年度災害状況(台風6号以外)
災害記録(51年～53年)	2023-0016	昭和50年8月災害状況(台風6号接近に伴う大雨による被害状況報告)
	2023-0017	昭和50年8月災害状況(台風6号による被害状況調)
	2023-0018	昭和50年8月災害状況(台風6号による応急対策費調)
	2023-0019	昭和50年8～9月災害状況(台風6号災害に伴う冠水状況(航空写真)(北区・東区・白石区関係))
	2023-0020	昭和50年災害状況(台風6号災害に伴う災害対策の問題点及び国・道等に対する要望)
	2023-0021	昭和50年8月災害状況(台風6号に関する新聞記事)
	2023-0022	昭和51～53年災害状況(災害状況綴)
災害記録(54年55年)	2023-0023	昭和54年10月災害状況(10月4日大雨・雷雨、10月19日台風20号)
	2023-0024	昭和54年10月災害状況(10月4日集中豪雨 台風16号)
	2023-0025	昭和55年3月災害状況(3月10～12日暴風雪)
災害記録(56年57年)	2023-0026	昭和56年8月災害状況(集中豪雨及び低気圧と台風15号災害関係)
	2023-0027	昭和56年8月災害状況(集中豪雨による被害状況)

現用時簿冊名称からは、災害の発生年代で分けて管理を行っていたことがうかがえ、すべ

⁸ 札幌市 HP「札幌市目録公開システム」(<https://sg4.city.sapporo.jp/archives>)。

⁹ 以前からこの課題は指摘されており、移管予定簿冊数を上回る受入れが発生する要因の一つになっている。高井俊哉「札幌市公文書館にみる移管の状況と課題」、『札幌市公文書館年報』第5号、2018年、83頁。

¹⁰ 札幌市公文書館が持つ特定重要公文書の管理データには、現用時の簿冊名称と特定重要公文書の対応情報があるため、その関係は問い合わせすることにより確認可能である。

て複数の簿冊をもって1件の記録単位を構成していたことがわかる。「災害記録（40年）」のように単年でまとまっているものもあるが、多くは複数年でまとめられている。39年のみ「災害関係」という名称と「災害記録」という名称が当てられているが、特定重要公文書「昭和39年災害状況（防災関係綴）1」（簿冊コード：2023-0001）と特定重要公文書「昭和39年災害状況（防災関係綴）2」（簿冊コード：2023-0002）がいずれに対応するかを明確に示す文書が現存しておらず、対応関係の特定には至っていない。

また、特定重要公文書の簿冊単位でみれば、特定重要公文書「昭和46～48年度災害状況」（簿冊コード：2023-0013）のように複数年・複数災害を1冊にまとめているものもあれば、特定重要公文書「昭和50年8月災害状況（台風6号接近に伴う大雨による被害状況報告）」（簿冊コード：2023-0016）から特定重要公文書「昭和50年8月災害状況（台風6号に関する新聞記事）」（簿冊コード：2023-0021）までの6簿冊のように特定の災害について複数の簿冊に分けて記録される場合もある。

3. 記録の作成者

昭和期災害記録は防災主管部局を中心に収受・作成された記録である。しかし、機構改革により同一簿冊内で異なる作成部局が混在したり、防災主管部局ではない部局が作成した記録も存在する（表2参照）。以下では、記録の作成者について基本的な事項を確認する。

表2：特定重要公文書の作成課・係（昭和期災害記録より筆者作成）

特定重要公文書	作成課・係
2023-0001	総務局市民部市民課防災係
2023-0002	
2023-0003	
2023-0004	総務局市民部市民課防災係→市民部防災課防災係
2023-0005	総務局市民部市民課防災係
2023-0006	
2023-0007	
2023-0008	
2023-0009	総務局市民部市民課防災係→市民部防災課防災係
2023-0010	施設局建築部住宅指導課企画係
2023-0011	
2023-0012	総務局市民部防災課防災係
2023-0013	総務局市民部防災課防災係→企画調整局区政部連絡調整課防災係
2023-0014	企画調整局区政部連絡調整課防災係
2023-0015	企画調整局区政部連絡調整課防災係→市民局市民部連絡調整課防災係
2023-0016	市民局市民部連絡調整課防災係
2023-0017	
2023-0018	
2023-0019	
2023-0020	
2023-0021	
2023-0022	市民局市民部防災課防災係
2023-0023	
2023-0024	
2023-0025	
2023-0026	
2023-0027	

3.1 防災主管部局

1959年の伊勢湾台風を契機に、国では災害対策基本法が1961年に制定され、翌年施行された。同法では市町村の防災体制を一層強化することが市町村長の責務とされたため、札幌市では1963年に、「札幌市防災会議条例」と「札幌市災害対策本部条例」が制定され、「札幌市地域防災計画」が策定された¹¹。また同年に総務局市民部市民課に災害・防災事務の窓口となる防災係が設置され、防災計画の企画及び立案に関すること、災害情報の収集及び連絡に関すること、防災関係機関の連絡調整に関すること、災害統計に関すること、防災会議¹²及び災害対策本部に関することを所掌した¹³。

1967年には、宅地化に伴う降雨災害・道路網の整備と車両の増加による交通事故が多発していることから総務局市民部に防災課が新設され、防災係と交通安全係が置かれた。防災課では、災害対策の総括に関すること、交通安全対策の総括に関することを所掌した¹⁴。

1972年には、総務局市民部を企画調整局区政部に改組し、連絡調整課に防災主幹が設置された¹⁵。以降、災害の多様化から防災主幹を廃止し防災課の設置が望まれたが¹⁶、設置には至らなかった。1975年には、企画調整局区政部が市民局に移管され、区政部連絡調整課に防災主幹が設置された。この防災主幹では、災害対策の総括に関すること、防災会議の庶務に関することを所掌した¹⁷。

1976年には、防災主幹を廃止し市民局市民部に防災課が設置され、災害対策の総括に関すること、地域防災計画に関すること、災害に関する情報の収集及び周知に関すること、防災行政無線の管理に関すること、防災会議の庶務に関することを所掌した¹⁸。なお同課は、1984年に交通安全及び防災に係る事務を整理し統合した市民部交通安全防災対策室交通安全防災課が設置されたことにより廃止される¹⁹。以降、1994年から消防局、2004年から危機管理対策室が防災を主管し、2022年には危機管理局が発足した。

3.2 災害対策本部

昭和期災害記録には、災害対策本部の職員が作成・収受した記録も含まれる。災害対策本部の職員とされているが、人事上、同一人物が災害対策本部と防災主管部局の業務を兼務していたと考えられる。

災害対策本部は札幌市災害対策本部条例により、災害対策本部長に市長を充て、副部長がその補佐、災害対策本部員・その他職員が本部事務を行い、本部に部長（筆者注：局長級）が掌理する部も置くことができるとされた²⁰。また、災害対策本部の運営に関しては、1964年に

¹¹ 『新札幌市史』第五巻通史五下、189頁。

¹² 防災会議に関する記録には、札幌市公文書館所蔵特定重要公文書「防災会議関係綴1」（簿冊コード：2022-0001）、「防災会議関係綴2」（簿冊コード：2022-0002）がある。

¹³ 札幌市公文書館所蔵特定重要公文書「昭和38年規則制定原議1」（簿冊コード：2020-0194）。

¹⁴ 札幌市公文書館所蔵特定重要公文書「昭和42年規則制定原議2」（簿冊コード：2020-0228）。

¹⁵ 札幌市公文書館所蔵特定重要公文書「昭和47年度機構改革原議」（簿冊コード：2013-2965）。

¹⁶ 札幌市公文書館所蔵特定重要公文書「昭和50年実施機構改革関係資料」（簿冊コード：2013-2977）。

¹⁷ 札幌市公文書館所蔵特定重要公文書「昭和50年規則制定原議2」（簿冊コード：2021-0097）。

¹⁸ 札幌市公文書館所蔵特定重要公文書「昭和51年規則制定原議3」（簿冊コード：2021-0103）。

¹⁹ 札幌市公文書館所蔵特定重要公文書「昭和59年規則制定原議3」（簿冊コード：2022-0057）。

²⁰ 札幌市公文書館所蔵特定重要公文書「昭和38年条例制定原議」（簿冊コード：2020-0193）。

制定された札幌市災害対策本部運営規程に定められ²¹、この規程は災害対策本部が設置されない災害の場合でも市長が必要と認めれば準用される。災害対策本部に置かれる各部はそれぞれ班・係を置き所掌事務を担い、その中で防災主管部局は統括的な業務を担当していた。

例えば1963年時点での総務部総務班（市民部市民課）は、①災害対策の連絡調整に関する事、②気象情報、警報及び災害情報の収集報告に関する事、③自衛隊の派遣要請に関する事、④災害対策諸資料の収集作成に関する事、⑤他の部に属しないこと、⑥災害の広報に関する事、⑦関係事項に対する、罹災証明に関する事を所掌した。また、総務部総務班総務係（市民部市民課防災係）は、①気象の予報警報及び情報を把握すること、②気象情報の報告、通知に関する事、③災害対策本部設置に関する事、④本部員会議に関する事、⑤北海道との連絡及び報告に関する事、⑥災害の状況及び措置内容を収集整理しこれを報告または通知すること、⑦自衛隊の派遣要請をすること、⑧支部との連絡に関する事、⑨災害対策諸資料の収集作成に関する事、⑩災害対策の連絡調整に関する事、⑪災害日誌及び災害記録に関する事、⑫防災功労者に関する事、⑬他部に属しないことを所掌した²²。

なお、地域防災計画に基づく所掌事務はその後、部局再編や制度改正に伴い整理されていくが、防災主管部局が置かれる班の所掌事務は大きくは変わらない。

3.3 施設局建築部住宅指導課

特定重要公文書「昭和43年5月災害状況（十勝沖地震清田団地沈下動態調査綴）」（簿冊コード：2023-0010）と特定重要公文書「昭和43年5月災害状況（十勝沖地震清田団地地面集）」（簿冊コード：2023-0011）は防災主管部局ではない施設局建築部住宅指導課企画係による記録の原本である。

施設局建築部住宅指導課は1966年に設置された。事務概況報告によれば、住宅建設資金・水害予防住宅改良資金・耐火建築促進資金・災害住宅補修資金の貸し付けや防災建築街区造成法による補助事業等を行っていた²³。本資料は、十勝沖地震により清田団地が多く被害を受けたことから、防災行政・住宅行政・宅地対策の資料として住宅の沈下動態を調査したもの、札幌市宅地保全対策専門委員会の議事録及び中間報告書が含まれている。

この2簿冊は本来、施設局の記録として継承され、現在の機構でいえば都市局で保存されるのが自然と考えられるが、現時点では防災主管部局への文書移管を示す文書は確認できていない。そのため、防災主管部局において災害対応の主題のもとに資料が一括管理されていた、あるいは災害時の対応実務の過程で取り込まれた可能性があるものの、詳細な経緯は不明である。災害に関する記録には様々な組織が関わるが、そうした記録の検討においても留意すべき視点の一つであろう。

4. 特定重要公文書の記録内容

災害対策本部が設置された災害を特定重要公文書ごとにまとめた（表3参照）。発災日の記

²¹ 札幌市公文書館所蔵特定重要公文書「昭和39年災害状況（防災関係綴）1」（簿冊コード：2023-0001）

²² 札幌市防災会議・札幌市『昭和38年度札幌市防災計画』、1963年、12頁。

²³ 札幌市公文書館所蔵特定重要公文書「昭和41年事務概況報告総務局庶務課」（簿冊コード：2013-0528）、同「昭和43年事務概況報告」（簿冊コード：2013-0145）。

述には特定重要公文書だけでなく「札幌の災害史²⁴」も参考にした。札幌の災害史は1961年から2004年まで27件の災害対策本部を設置した災害（1979年の水害、2004年の台風の際は設置せず）の被害数値を示したものである。なお、1965年4月24日の土砂災害と1967年の山火事については札幌の災害史に記載がない。

表3：災害対策本部が設置された災害と特定重要公文書（昭和期災害記録、札幌市 HP「札幌の災害史」より筆者作成）

特定重要公文書	災害対策本部設置災害の記載	
2023-0001	1964年6月20日	集中豪雨
2023-0002	1964年4月1日	融雪出水
	1964年6月4日	集中豪雨
	1964年6月20日	集中豪雨
	1964年8月21日	集中豪雨
2023-0003	1966年8月17日	集中豪雨
2023-0004	なし	
2023-0005	1965年3月15日	融雪出水
2023-0006	1965年4月24日	土砂災害
	1965年9月7日	集中豪雨
	1965年9月10日	台風第23号
	1965年9月17日	台風第24号
2023-0007	1965年9月10日	台風第23号
	1965年9月17日	台風第24号
2023-0008	1966年3月2日	融雪出水
	1966年8月17日	集中豪雨
2023-0009	1967年9月9日	山火事
2023-0010	なし	
2023-0011	なし	
2023-0012	なし	
2023-0013	1972年2月14日	融雪出水
	1972年2月27日	融雪出水
	1972年9月17日	台風第20号
	1972年9月24日	集中豪雨
	1973年8月17日	集中豪雨
2023-0014	1974年4月21日	暴風雨
2023-0015	1975年9月8日	集中豪雨
2023-0016	1975年8月24日	台風第6号
	1975年9月8日	集中豪雨
2023-0017	1975年8月24日	台風第6号
2023-0018	1975年8月24日	台風第6号
2023-0019	1975年8月24日	台風第6号
	1975年9月8日	集中豪雨
2023-0020	1975年8月24日	台風第6号
	1975年9月8日	集中豪雨
2023-0021	1975年8月24日	台風第6号
2023-0022	なし	
2023-0023	1979年10月4日	集中豪雨
	1979年10月19日	台風第20号
2023-0024	1979年10月4日	集中豪雨
	1979年10月19日	台風第20号
2023-0025	なし	
2023-0026	1981年8月4日	集中豪雨
	1981年8月23日	台風第15号
2023-0027	1981年8月23日	台風第15号

前述のように1つの災害に関して複数の簿冊が作成されている場合もあり、1965年、1975年、1979年、1981年の災害は記述も多い。また、災害対策本部が設置された災害に関する簿冊だけでなく、災害対策本部を設置していない災害に関する簿冊も存在する。

昭和期災害記録には、「3. 記録の作成者」で紹介した記録作成者が作成・送付・収受した記録が含まれている（表4参照）。記録の主な内容としては、①気象の予報警報及び情報、②被害の状況及び対応を含む市の各区・各部局からの報告、③北海道（石狩支庁）への報告・要請、④災害日誌、⑤予算・経費の措置、⑥市民から札幌市もしくは札幌市から国や北海道への陳情・要望、⑦災害対策本部運営規程のような規定の制定・改正等がある。災害対策本部が設置された災害ではより多くの記録が作成・収受された。記録に関わる業務において中心的と考えられるのは、北海道への報告とその前段階でもある被害の状況及び対応の報告である。これは単なる被害状況だけでなく、応急的な措置から避難所の状況、復旧に向けての対応も含まれる。

²⁴ 札幌市 HP「札幌の災害史」
<https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/documents/kiroku01.pdf>。

表4：記録の作成・収受（昭和期災害記録より筆者作成）

区分	記録の種類	主な送受相手	内容の例
作成記録	条例・規則・規程・要領、災害対策本部、災害日誌、会議録、連絡票、事務処理	内部管理用	制定・改正、設置・廃止、災害対応・復旧記録、調査記録、収受した情報、連絡・報告、予算・経費措置
作成・送付	報告、要請	北海道、石狩支庁	被害・対応報告、陳情書、補助金申請、自衛隊派遣要請
	報告、依頼	各区・各部局、外部機関	被害・対応報告、調査依頼
	回答	市民	陳情・要望書回答
収受記録	通知・通達、会議録	国、北海道、支庁	報告、指示、回答
	報告	各区・各部局	経費、被害、活動、地域調査、要望
	報告、依頼、事務処理	外部機関	気象情報、被害報告、調査依頼、契約、規定変更
	陳情・要望書	市民	陳情・要望、補助金申請・実施報告

1963年の地域防災計画において、被害情報を次の場合には総務部総務班に報告するものとされた。①災害対策本部が設置された時、②災害対策本部運営規程が準用される災害の場合、③人命救助、救援物資の補給、防疫、給水等について特に関係機関の応援を必要とするとき、④公共施設等の被害で、その復旧に相当額の財源を必要とするとき、⑤市の災害対策上特に報告を求めた場合²⁵。つまり、災害対策本部の設置の有無に関わらず、災害の被害情報は防災主管部局へ報告することが求められていた。

この災害情報の収集及び通報等について「災害情報通信計画」と「災害状況の報告要領」が1965年の地域防災計画にある²⁶。被害報告等については、把握できた災害状況を迅速な方法で報告した「速報」と災害状況が確定した時に文書で報告する「確定報告」に分けられ、災害対策本部の総務部長（総務局長）と連絡調整された情報が本部長（市長）に報告され、取りまとめたものが石狩支庁を通して北海道知事に報告された。

市の内部における報告体制では、気象情報を基点とした初動対応から、各区・各部局の被害報告、さらには市内全体での情報集約へと段階的な展開が見られる。外部機関（札幌管区气象台等）や市内の各部局からの速報段階の情報、防災主管部局による連絡・報告等を記入した「連絡票」（写真1²⁷）や、被害発生時の市内の動向や行政対応が読み取れる「報告書」等を用いて、情報を逐次報告する形式がとられている。これらの文書は複数課からの情報の集積物としての性格を持ち文書量も多い、行政内部の意思決定や対応の推移を読み取る上で重要な記録となっている。

次に、北海道への報告体制については、札幌市は石狩支庁を通じて、所定の書式に基づいた報告書を提出することとなっていた。昭和期災害記録には、1966年に改正された北海道の「被害状況報告取扱要領」があり、報告内容には、被害発生直後その発生を知るに足るべき内容の「速報」、被害発生後7日以内、変化があればその都度状況を報告する「中間報告」、被害状況が確定した後15日以内に報告する「確定報告」があった²⁸。

北海道への報告には人的被害や物的損壊、避難状況、取られた措置等が含まれ、迅速な提

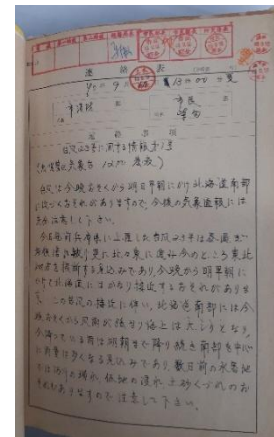


写真1：連絡票の一例

²⁵ 札幌市防災会議・札幌市前掲書、63頁。

²⁶ 札幌市防災会議『札幌市地域防災計画』、1965年、11-12、27-28頁。

²⁷ 札幌管区气象台からの台風情報を記述したもの。札幌市公文書館所蔵特定重要公文書「昭和40年9月災害状況（台風23・24号災害（1）その他災害状況綴）」（簿冊コード：2023-0006）。

²⁸ 札幌市公文書館所蔵特定重要公文書「昭和40～41年災害状況（防災関係綴）」（簿冊コード：2023-0003）。

出が求められた。これに対応するため、市内部では各部局からの報告をとりまとめ、迅速に石狩支庁への送付文書が作成された。

管見の限り、報告先の石狩支庁における災害関係の記録は北海道立文書館になかったが、他支庁の記録からは市町村単位の被害統計的記述にとどまることが確認された²⁹。このことから、都道府県レベルの災害記録からは、市町村個別の災害対応の詳細が残りにくいと考えられる。このような文書の流れから、提出元である市町村の記録が具体的な情報源として高く見出される一方、都道府県レベルの記録は政策判断や広域調整の痕跡を追う資料として位置づけられよう。ただし、北海道庁によって編集・刊行された『災害記録³⁰』等の刊行物には、大きな災害や特徴的な事例に関する詳細な記述がなされており、公的刊行物としての補完的な機能を果たしている。

5. おわりに

本稿では、札幌市公文書館に所蔵されている昭和期災害記録について、基本的事項を紹介した。

これらの記録は、防災主管部局が担ってきた情報収集・報告・統括といった実務を明確に伝えるものである。また、防災主管部局以外の作成課が含まれる事例や、複数年にわたる記録が一括保存されていた現用管理実態も確認したことは、行政実務と記録管理の関係性を理解するうえで有益であると考えられる。災害という非常時に生成されるこれらの記録は、単に業務の記録というだけでなく、社会的記憶としての性格も併せ持つ。被害の記録、対応の経緯等の記録はいずれも、地域が災害をどのように乗り越えてきたのかを示す貴重な資料である。

災害記録からは過去の歴史災害の発生時期や被害規模を知ること、いかに災害から身を守るかを学ぶことが可能であり、大きな価値である³¹。札幌市公文書館がこうした記録の保存と公開を通じて担う役割は、記録を通して再び災害に出会えるようにし、教訓の共有や防災教育等多様な利活用を促進することであろう³²。

一方で、資料的な課題も存在する。災害という非常時の経験は、関わった一人一人に固有であるはずだが³³、昭和期災害記録はあくまで行政の記録であるということである。昭和期災害記録の中には市民からの陳情・要望等の記録も含まれてはいるが、これのみで災害の多面性をすべてカバーすることは困難である。解決するためには、様々な記録・資料を用いた分析をしていくことが重要である。

最後に、以上で述べてきた昭和期災害記録の紹介をきっかけに災害資料の利活用が活性化されること、今後の収集・活用に関する議論の一助となることを願う。

²⁹ 北海道立文書館所蔵公文書「40 災害被害」（請求記号：A11-2/1014）等。

³⁰ 北海道総務部災害消防課編『災害記録昭和 36 年』、1963 年等。

³¹ 今村、鈴木前掲書、22 頁。

³² 佐々木和子は、震災・災害アーカイブの役割が、「教訓を導き出す」ことだけでは、可能性を狭めると指摘している。佐々木和子「書評と紹介：今村文彦監修、鈴木親彦編集『災害記録を未来に活かす（デジタルアーカイブ・ベーシックス 2）』、『記録と史料』31 巻、2021 年、81 頁。

(https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsai/31/0/31_79/pdf/-char/ja)

³³ 地方紙研究協議会編『「非常時」の記録保存と記憶化：戦争・災害・感染症と地域社会』、岩田書院、2023 年、12 頁。